

公益社団法人 全国消費生活相談員協会

全国消費生活相談員協会における、現在の活動状況について

本協会は国民生活センターによる消費生活相談員養成講座修了者の会として 1977 年に発足して以来、一般社団法人を経て 2012 年 4 月に公益社団法人となり活動している。

(1) 会員数約 2100 人（全国の自治体の消費生活相談員が主たる構成員）

(2) 全国 7 支部（北海道・東北・関東・北陸・中部・関西・九州）

(3) 主な活動

消費生活電話相談業務（東京、大阪、札幌での週末電話相談、全国 7 支部で実施する 110 番電話相談）

消費生活相談員養成講座等研修事業

ブックレットや啓発用リーフレットの作成や出前講座等の啓発事業

消費者団体訴訟活動業務

全国消費生活相談員協会の消費者問題における最近の関心事項について

(1) 消費者安全法の改正 消費生活相談員の資格の法定化

(2) 「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続きの特例に関する法律」成立後、本協会の対応について

(3) 冠婚葬祭互助会 110 番の実施（2014 年 1 月 11 日・12 日）（資料）

(4) 地方消費者行政の充実

(5) 消費者の安全・安心確保の為の見守りネットワークの構築

内閣府消費者委員会の活動への評価と要望について

これまでに時宜にかなった消費者問題について建議等を提出されてきたこと等貴委員会の活動は評価する。

今後の要望として、貴委員会が関心事項としてあげておられる(1)建議・提言の関心テーマ 金融取引に関する事項 インターネット取引における財産被害防止策に関する事項 消費者安全に関する事項を積極的に検討され必要に応じて意見表明をされることを期待する。さらに(2) 消費者基本計画の検証・評価・監視、(3) これまでの建議・提言等のフォローアップなどについても積極的に取り組んでいただくことを期待したい。

食品表示部会等の下部組織でも必要に応じて様々な消費者問題について調査審議されることを期待する。

また、消費者団体等関係機関と意見交換会を実施するなどして消費者問題の現状把握に努められ、連携をはかられ、消費者の安全・安心が確保されるように配慮されたい。

（2014年2月14日）